

京都市職員共済組合公告第10号

京都市職員共済組合定款の一部変更について
京都市職員共済組合定款の一部を次のように変更する。

令和2年12月10日

京都市職員共済組合
理事長 岡田 憲和

第3条中「京都市中京区御池通河原町東入る下丸屋町413番地」を「京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地」に改める。

附 則

この変更は、令和2年12月21日から施行する。

(行財政局人事部厚生課)